平成２８年（フ）第３８７号
大阪府貝塚市小瀬548番地５
破産者　藤原　　一
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
奈良県橿原市地黄町296番地の６
破産者　前防　道徳
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目２番53号　カクタハウスＢ103号
破産者　髙橋　雅絵
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９３号
名古屋市緑区鳴海町字有松裏200番地　シティコーポ有松駅前1205号、住民票上の住所名古屋市南区豊４丁目３番15号　ニュー堀田サンハイツＡ棟105号
破産者　宮本　正敏
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７９号
青森市旭町２丁目８番３号　メゾンハーモニー103号、開始決定時の住所青森市中央１丁目32番11号
破産者　浅利　悦子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
青森県青森市東大野１の１の８　サンライズＢ101、開始決定時の住所青森市大字浦町字奥野353番地21
破産者　齊藤　嘉博
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟1315、破産手続開始決定時の住所京都市右京区梅津南町53番地17
破産者　金沢敏弘こと　金　　泰煥
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８７４号
京都市北区紫野中柏野町48番地
破産者　いとい鍼灸整骨院こと　糸井　宗弘
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９２６号
京都市西京区大枝中山町２番地32　ネクストライフウエスト401号
破産者　藤川　泰光
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５４６号
広島市安佐北区亀山５丁目39番40号
破産者　青木久仁男
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９１号
広島県廿日市市阿品台西２　県営廿日市住宅34号館　0101号、開始決定時の住所広島県廿日市市天神11番20号
破産者　新谷　卓三
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９２号
広島県廿日市市阿品台西２　県営廿日市住宅34号館　0101号、開始決定時の住所広島県廿日市市天神11番20号
破産者　新谷　照子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８４号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2208番地151、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷554番地３南風迫アパート102号
破産者　山部　早紀（旧姓吉岡）
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第５７５号
大阪府阪南市石田281番地の６
破産者　株式会社中村工務店
1　破産債権の届出期間　平成29年７月25日まで
2　一般調査期日　平成29年10月２日午後２時30分
平成29年６月21日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２０号
さいたま市北区吉野町２丁目226番地１
破産者　大宮海老商事有限会社
1　破産債権の届出期間　平成29年８月４日まで
2　一般調査期日　平成29年９月26日午前10時30分
平成29年６月20日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
埼玉県熊谷市肥塚723番地９
破産者　小山　　進
1　破産債権の届出期間　平成29年８月４日まで
2　一般調査期日　平成29年９月26日午前10時30分
平成29年６月20日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
愛媛県越智郡上島町生名3681番地１
破産者　渡邊　繁樹
1　破産債権の届出期間　平成29年８月４日まで
2　一般調査期日　平成29年９月21日午前11時45分
平成29年６月21日　松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１５２３号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1439番地２
破産者　株式会社多賀製作所
1　破産債権の届出期間　平成29年８月22日まで
2　一般調査期日　平成29年10月２日午後２時30分
平成29年６月20日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係